

地方裁判所における 刑事通常第一審事件の概況及び実情

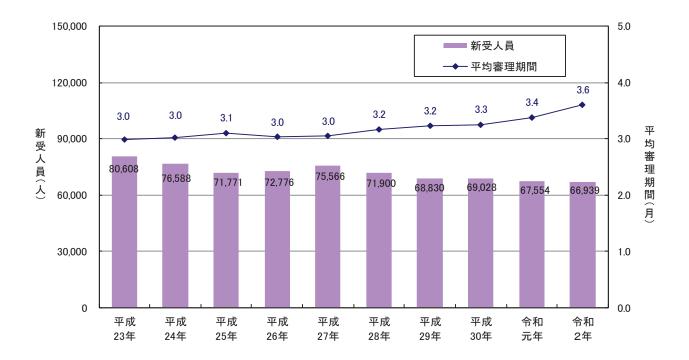
1 刑事通常第一審事件の概況

1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

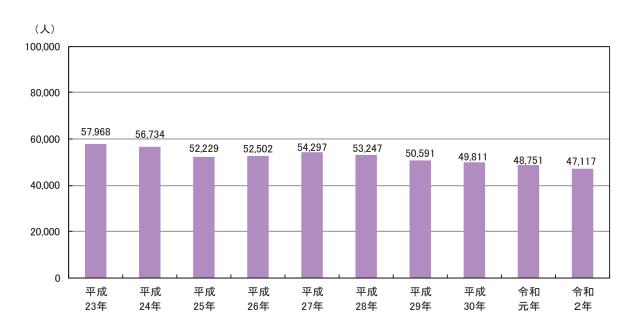
刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数(新受人員,終局人員)は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は、全体についてみると、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和2年は若干長期化しており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。平均開廷間隔、事案複雑等を事由とする長期係属実人員数についても同様に増加がみられるが、その余の主な統計データ(否認率、平均開廷回数、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等)については、前回から大きな変化は見られない。

刑事通常第一審事件 1 の新受人員(延べ人員) 2 及び終局人員(実人員) 3 の推移については【図1】【図2】 のとおりである。いずれについても、平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるものの おおむね横ばいの状況にある。

【図1】 新受人員(延べ人員)及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員(実人員)の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚醒剤事犯、交通事犯が目立っている(第8回報告書85頁【表3】参照)。

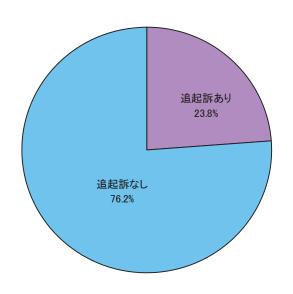
【表3】 主要罪名別終局人員(実人員)

	窃盗	詐欺	傷害	強盗・同致死傷	恐喝	強制性交等・同致死傷	業務上横領	殺人	現住建造物等放火	傷害致死	贈・収賄	業務上・自動車運転過失致死傷	その他刑法犯	覚醒剤取締法違反	道路交通法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審 全 体	10,267	3,093	2,186	480	346	312	278	199	84	44	29	25	6,109	7,116	5,341	4,358	2,307	235	114	9	4,185
うち 裁判 員裁判対 象事件	2	-	5	218	-	47	-	197	84	44	-	-	102	190	1	16	-	3	2	-	22

- ※1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
 - 2 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 - 3 「強制性交等・同致死傷」には、処断罪が「強姦・同致死傷」及び「集団強姦・同致死傷」のものが含まれる。
 - 4 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】 のとおりである。追起訴のある事件の割合 は、前回(23.4%)とほぼ同様(23.8%) であり、全体の約4分の1を占める(第8 回報告書85頁【図4】参照)。

【図4】 追起訴の有無別割合



刑事通常第一審事件の概況は【表 5】のとおりである。

【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

		gen			
		通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9,10		
終局人員(実人員)		47,117	933		
平均審理期間(月) ※1		3.6	11.8		
受理から第一	回 ※2	2.0			
第1回から終	活 ※3	1.6			
審理期間が2年超の事件の割合(%	ó)	0.3	2.5		
平均開廷回数 ※4		2.6	4.7		
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5		1.4			
平均取調べ証人数		0.7	2.6		
平均証人尋問公判回数	※ 6	1.2	2.1		
平均被告人質問公判回数	※ 7	1.1	1.6		
否認率(%)		8.7	50.8		
弁護人選任率(%)		99.5	99.9		
国選弁護人選任率(%)		85.5	87.4		
私選弁護人選任率(%)	% 8	16.5	17.8		
外国人(要通訳)率(%)		9.3	18.2		
鑑定実施率(%)		0.3	6.6		
検証実施率(%)		0.03	0.2		

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の 開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たり のものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護人と私選弁護人が同時に選任された事件や国選弁護人が解任された後に私選弁護人が就いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護人選任率」及び「私選弁護人選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護人選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間は 5.3月, 追起訴のない事件の平均審理期間は3.1月であり, いずれも前回(それぞれ, 4.9月, 2.8月)より若 干長期化している(第8回報告書87頁【図6】参照)。

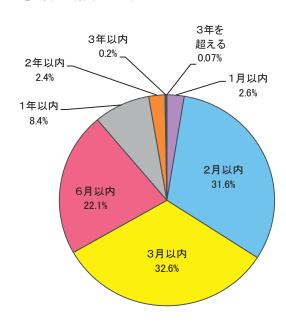
【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布



※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図の とおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したも のをいう。なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

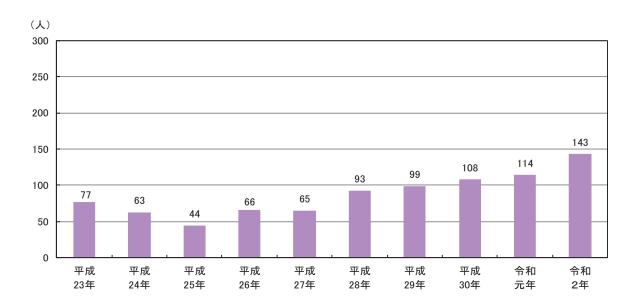
審理期間の分布については【図7】のとおりで 【図7】 審理期間の分布 あり, 審理期間が3月以内の事件は, 前回(73.4 %) より減少して66.8%となった一方で,3月超 6月以内の事件が前回(17.2%)より増加して 22.1%となった。審理期間が1年を超える事件 は、前回と同様、2%台にとどまっている(第8 回報告書87頁【図7】参照)。

追起訴の有無別で見た審理期間の分布につい ては【図6】のとおりであり、追起訴のない事件 では審理期間が2月以内の事件が4割以上を占 めるのに対し、追起訴のある事件では、2月超3 月以内、3月超6月以内の事件が合わせて約3 分の2を占めていることは前回と同様である (第8回報告書87頁【図6】参照)。

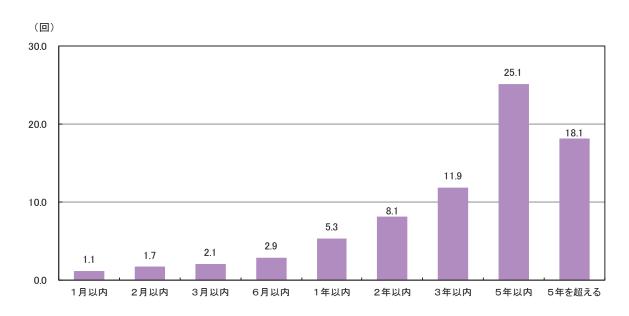


事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回(108人)から35人増加して143人となっている 4 。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表 5】【表10】のとおりであり、平均開廷回数は、前回からほとんど変化は見られないものの、平均開廷間隔は、前回(1.2月)より若干長期化して1.4月となっている(第8回報告書86頁【表 5】,89頁【表10】参照)。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「令和元年における刑事事件の概況(下)」法 曹時報73巻3号24頁から45頁(令和元年)。

⁵ 開廷回数は,基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)が,5年を超える事件の平均開廷回数は,相対的に少なくなっている。これは,被告人の逃亡や所在不明等により長期間開廷できない事件が一定数含まれる影響によるものと思われる(第6回報告書116頁参照)。

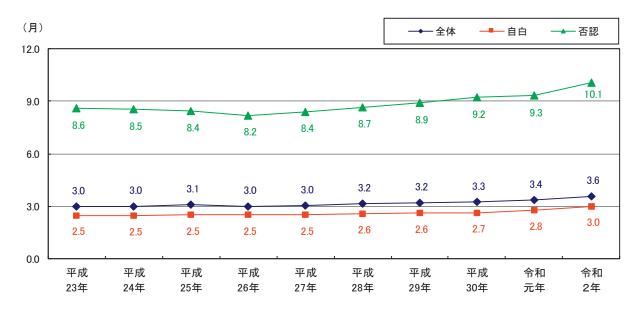
平均審理期間の推移(全体,自白,否認⁶)については【図11】のとおりである。近年,自白事件については、2月台後半でおおむね横ばいであったが、令和2年は、前回(2.7月)より0.3月長期化して3.0月となっている。否認事件については、平成27年から若干長期化傾向にあったが、令和2年は、前回(9.2月)より0.9月長期化して10.1月となっており、この背景には、新型コロナウイル

【表10】 平均開廷間隔(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.4	1.4	1.6

ス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

【図11】 平均審理期間の推移(全体, 自白, 否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は、前回(総数11.0月、自白7.7月、否認13.4月)より長期化している(総数13.1月、自白9.9月、否認15.2月)(第8回報告書90頁【表12】【表13】参照)。

⁶ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手 続に付されな かった人員	自白	否認		公判前整理手 続に付された 人員	自白	否認	その他
終局人員	47,117	45,994	41,361	3,435	1,198	(2.4) 1,123	(1.0) 457	(1.4) 655	(0.02) 11
平均審理期間(月)	3.6	3.4	3.0	9.1	1.4	13.1	9.9	15.2	13.0

- ※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。
 - 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。
 - 3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の11人は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。
 - 4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が34人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び 平均審理期間

					合	議		
			総数	法定合議	裁判員裁判 対象事件	非対象法定 合議事件	裁定合議	単独
	60.41	終局人員	1,123	924	885	39	89	110
	総数	平均審理期間(月)	13.1	12.2	12.0	17.1	18.6	15.7
	- L _ L	終局人員	457	433	427	6	4	20
公判	うち自白	平均審理期間(月)	9.9	9.9	9.9	8.7	11.3	11.4
前 整 理	うち否認	終局人員	655	483	450	33	84	88
理 手 続	プラ音誌	平均審理期間(月)	15.2	14.4	14.1	18.7	18.8	16.6
	うち被告事件に ついての陳述	終局人員	11	8	8	_	1	2
	前に移送等で 終局	平均審理期間(月)	13.0	9.6	9.6	_	30.0	18.0
	公判前整理手続	実施率(%)	2.4	42.7	97.0	3.1	17.1	0.2

- ※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送 等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた 後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。
 - 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。
 - 3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 - 4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

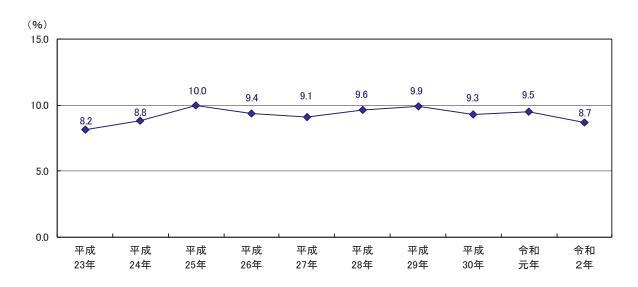
否認率については【図14】のとおりであり、前回(9.3%)より若干減少して8.7%となっている。

審理の状況に関するその余の統計データを見ると、平均取調べ証人数 (0.7人) を始めとして、平均証人尋問公判回数 (1.2回)、平均被告人質問公判回数 (1.1回)、鑑定実施率 (0.3%)、検証実施率 (0.03%)といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化は見られない(第8回報告書86頁【表5】、91頁【表15】【表16】参照)。

なお、弁護人選任率や外国人(要通訳)率は【表 5 】のとおりであり、弁護人選任率(99.5%)は、前回から変化は見られないが、外国人(要通訳)率(9.3%)は、前回(7.4%)より増加している(第8回報告書86頁【表 5 】参照)。

控訴率 (全体11.9%, 自白9.1%, 否認40.9%) については【表17】のとおりであり, 前回 (全体12.0%, 自白9.0%, 否認40.6%) から大きな変化は見られない (第8回報告書91頁【表17】参照)。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数 (全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問 公判回数	1.2	1.0	2.2

【表16】平均被告人質問公判回数(全体,自白,否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問 公判回数	1.1	1.1	1.6

【表17】控訴率(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
控訴率	11.9%	9.1%	40.9%

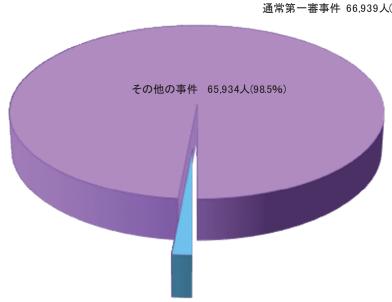
※ 控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。)及び無 罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。

裁判員裁判対象事件の概況 1. 2

裁判員裁判対象事件の新受人員及び判決人員は、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和2 年には減少している。平均審理期間,審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については,いずれ も平成28年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和2 年には長期化しており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発 出の影響もあるものと思われる。

裁判員裁判対象事件(裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に 該当する事件)が全体に占める割合(新受人員での割合)は、【図 18】のとおり僅かであるが、現在の刑事 訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから, 今回の検証においても, 裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



裁判員裁判対象事件 1,005人(1.5%)

通常第一審事件 66,939人(100.0%)

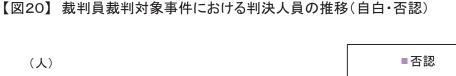
- ※1 延べ人員である。
 - 2 通常第一審事件には再審事件を含む。
 - 3「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に 起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

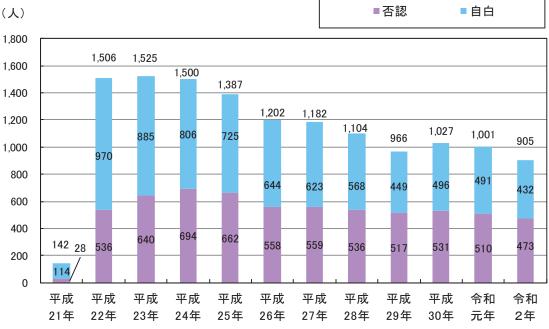
まず、事件数の動向については【表 19】【図 20】のとおりである。新受人員は平成 28 年までの減少傾向に歯止めが掛かり、おおむね横ばいの状況にあったが、前回 (1,090人) から減少して 1,005 人となった。判決人員についても、前回 (1,027人) から減少して 905 人となった。なお、【表 19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表19】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
総数	15,853	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,005
強盗致傷	3,740	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304
殺人	3,467	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217
現住建造物等放火	1,552	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97
覚醒剤取締法違反	1,407	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77
傷害致死	1,309	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57
(準)強制わいせつ致死傷	1,228	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90
(準)強制性交等致死傷	1,065	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47
強盗·強制性交等	540	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28
強盗致死(強盗殺人)	385	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33
偽造通貨行使	257	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5
危険運転致死	240	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22
通貨偽造	128	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1
銃砲刀剣類所持等取締法違反	119	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	10
保護責任者遺棄致死	93	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11
集団(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-
逮捕監禁致死	63	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-
組織的犯罪処罰法違反	55	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-
麻薬特例法違反	31	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-
爆発物取締罰則違反	18	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	1
身の代金拐取	13	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	2
麻薬及び向精神薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-
拐取者身の代金取得等	6	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-
その他	48	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3

- ※1 延べ人員である。
 - 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 - 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 - 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 - 5「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。
 - 6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。
 - 7「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。
 - 8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為 等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
 - 9 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 - 10 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 - 11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。





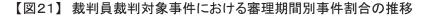
※1 判決人員は実人員である。

- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【表 5 】【図 20】 7 のとおりであり、終局人員で 50.8%、判決人員で 52.3%と、いずれも前回と同様、半数を超えている(第 8 回報告書 86 頁【表 5 】、94 頁【図 20】参照)。

次に、平均審理期間(終局人員)については【表5】のとおり、前回(10.1月)より長期化して11.8月となっており、審理期間が2年を超える事件の割合も、前回(1.8%)より0.7%増加して2.5%となっている(第8回報告書86頁【表5】参照)。審理期間の分布については【図21】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件は、前回(26.3%)より減少して13.4%となった一方で、1年超2年以内の事件が前回(19.7%)より増加して30.9%となった(第8回報告書95頁【図21】参照)。

⁷ 【表5】と【図 20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである(なお、【図 20】の注2も参照)。





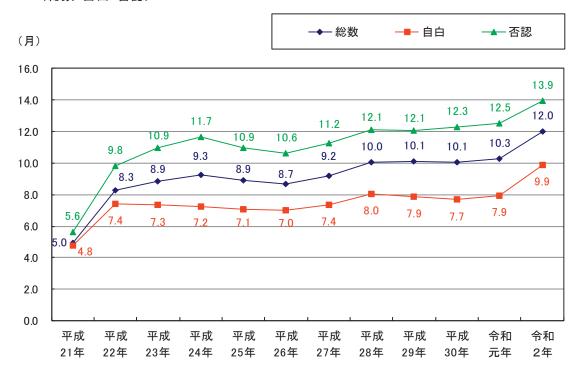
- ※1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 - 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

平均審理期間(判決人員)は【図 22】のとおりであり、公判前整理手続期間の平均は【図 23】のとおりである。いずれについても、平成 28 年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和 2 年は長期化しており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

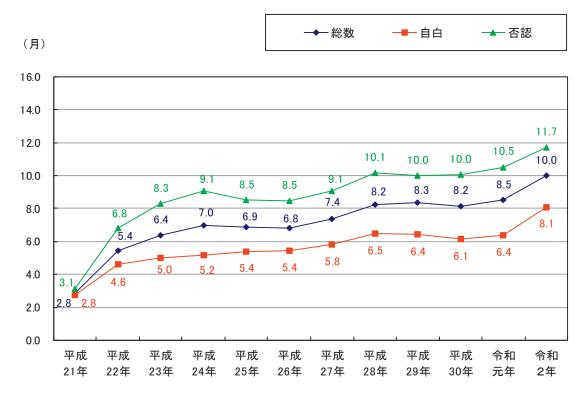
審理期間の内訳をみると、【図 24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移を見ると、【図 25】のとおり、公判前整理手続に特に長期間を要した一部の事件が全体の公判前整理手続期間の平均の長期化に影響を与えているというよりも、全体的に公判前整理手続期間が長期化していることが公判前整理手続期間の平均の長期化に影響を与えていることがうかがわれる。

平均開廷回数については【表 5】 のとおり 4.7 回となっており、前回からほとんど変化はない(第 8 回報告書 86 頁【表 5】 参照)。

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移 (総数・自白・否認)



【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の 平均の推移(総数・自白・否認)



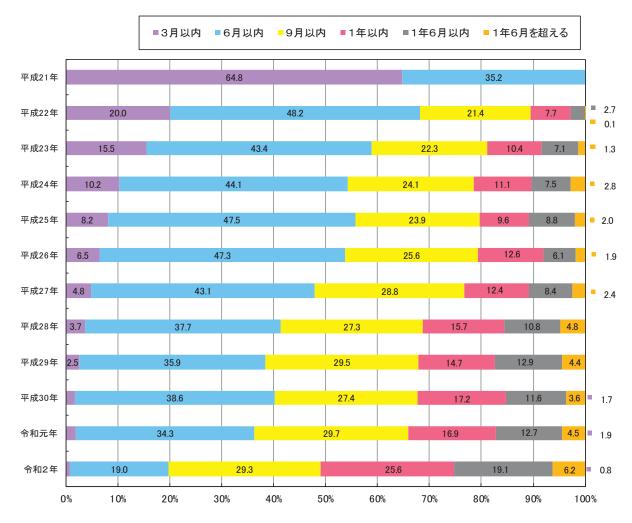
^{※「}公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

【図24】審理段階別の平均日数の推移



- ※1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
 - 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
 - 3 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



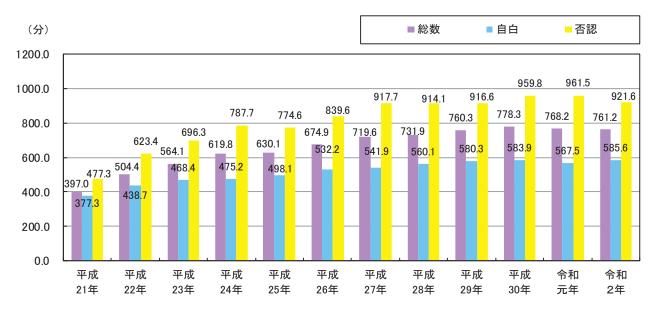
- ※1 判決人員は実人員である。
 - 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに 公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付 されたもの等を除外して算出した。
 - 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 - 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件では、前回(583.9分)より若干増加して585.6分となったものの、これまでの増加傾向に歯止めが掛かった状況にある。否認事件についても、前回(959.8分)より38.2分減少して921.6分となり、増加傾向に歯止めが掛かった状況にある。

弁護人選任率 (99.9%) は、前回とほぼ同様であるが、外国人 (要通訳)率 (18.2%) は、前回 (13.0%) に引き続いて増加している。また、証拠調べの実施状況については、平均取調べ証人数 (2.6人)が前回 (3.1人)より減少し、鑑定実施率 (6.6%)が前回 (7.9%)より減少しているほか、平均証人尋問公判回数 (2.1回)、平均被告人質問公判回数 (1.6回)、検証実施率 (0.2%)に大きな変化は見られない。 (【表5】) (第8回報告書86頁【表5】参照)

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数(その多くは犯情関係と思われる。)は0.7人となっていて、裁判員法施行直後の時期(平成22年は0.4人)より顕著に増加している(「裁判員裁判の実施状況について8」8頁【表 8 】)。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう9、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。 $10\ 11$

【図26】 平均評議時間の推移(総数・自白・否認)



※ 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/09 12 05-10jissi jyoukyou.html

⁸ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

⁹ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた(最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76 頁図表 41(平成 24 年)参照)。

¹⁰ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹¹ 統計上は把握しにくいが、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証(被告人の供述調書等)の取調べに先立って 実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主 義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け(目的)

刑事事件については、これまでの報告書において指摘したとおり、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化しており、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっているところ、長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難いことから、第8回報告書において、実情調査を実施し、公判前整理手続が長期化している要因等について聴取を行った。同報告書では、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられること、このうち、事件内容の変化は科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的要因であり、訴訟関係者の取組による長期化の改善は容易ではないが、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の基本的な在り方について、法曹三者で議論を深め、認識の共有を図っていくことで、長期化を改善していく必要があると指摘したところである。

最近の公判前整理手続期間についてみると、以前のような長期化傾向が認められるものではないが、公判前整理手続についてはできる限り充実・迅速化していくことが望ましいところ、前回が初めての実情調査であり、長期化の要因等について更に確認することが適切と考えられたことから、今回の検証でも、前回と同様の調査を行うこととし、令和2年11月に、中規模庁の地方裁判所本庁である裁判所並びにこの裁判所に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。調査事項としては、前回の報告書の内容を踏まえ、公判前整理手続の長期化要因の実情のほか、公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者で認識の共有を図っていくための取組を含む公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策についても聴取することとした。また、今回の検証の対象期間中に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大が公判前整理手続を含む刑事事件の進行に一定の影響をもたらした可能性があり、この点に関し、東京地裁以外の庁についても広く実情を調査することが適切と考えられたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が対象庁における刑事事件の進行等にもたらした影響等についても聴取することとした。

実情調査の結果の要点は,次のとおりである。

2 実情調査の結果

(1)事件内容について

事件内容の変化(電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加,科学的・専門的知見が問題となる事件の増加,否認事件の増加)が公判前整理手続の長期化に影響していることについては,第8回報告書とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

ア 電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠

電子メールや防犯カメラ映像等のような客観的証拠については、性質上、その量が膨大なものとなりやすい上、多くの者がスマートフォンを所持し、SNS等を利用するようになったこと、スマートフォン自体の記憶容量や防犯カメラの設置台数が増えていることなどから、証拠の量が増えてきているとの認識が法曹三者から示された。さらに、検察官の側からは、スマートフォンのセキュリティが強化されていることもあって、データ解析に時間を要することがあるため、時には起訴の時点では証拠が揃っておらず、起訴後に新たな証拠が検察官に送致される場合もあること、限られた人員の中で膨大な量の客観的証拠の解析等をするために時間を要する場合もあることが紹介された。一方、弁護人の側からは、電子メール等の客観的証拠については、結果的には重要な部分が少ない可能性があるとしても開示を求めざるを得ない立場にあることが明らかにされたほか、開示された証拠が録音・録画の場合、文字情報とは異なり、確認に

時間を要することなどから、検察官による証拠開示や開示を受けた弁護人の側における検討に多くの手間と時間が必要となることがあることが紹介された。このように、検察官と弁護人の双方から、電子メール等の客観的証拠の増加が公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えているといった意見が出された。

イ 科学的・専門的知見が問題となる事件

責任能力や死因を争う事件類型においては、弁護人や裁判所の側から、鑑定(再鑑定)請求の要否等を検討するために弁護人が協力医等から意見書の提供を受けるのに時間を要する場合があるとの意見が出されたほか、弁護人の側から、①鑑定の採否を巡って検察官と弁護人の意見が対立し、主張の応酬が行われるような場合には、裁判所による採否の判断までに時間を要する、②起訴前鑑定の内容に一見して問題がある場合には、協力医の意見書がなくても鑑定の必要性が認められて採用に至るが、起訴前鑑定が外見上問題ない場合には、協力医の意見書を取り付けた上で申立てをする必要があり、一定の時間を要する、との意見が出された。ただし、検察官や裁判所の側からは、責任能力が争われる事件については、法曹三者で責任能力の判断枠組みが共有されてきたこともあって、起訴前鑑定の基礎資料に問題があるなどと法律家の視点に基づいて鑑定請求がされる事案もあり、以前と比べるとプラクティスが確立してきているとの指摘があった。

他方,死因など法医学の専門的知見が問題となる事件については,検察官や裁判所の側からも,責任能力が問題となる事件のように判断枠組みが整理されておらず,専門家の知見も多岐にわたり,プラクティスの蓄積が少ないため,法曹三者で共通のイメージを持ちながら進めていくのが難しいとの意見が出された。

ウ 否認事件や捜査段階で黙秘する事件

否認事件の長期化への影響に関しては、具体的な争点が何であるかによって差があるとの内容で法曹三者の認識が一致していた。すなわち、①犯人性や責任能力が争点となる事件においては、より多くの客観的証拠を収集してこれを精査する必要性が生じたり、科学的・専門的知見に基づく主張立証の準備のために時間を要したりすることにより、長期化しがちである一方、②犯行態様や主観的要件が争点となる事件においては、弁護人から早期に主張の方向性が明示されることも多く、法曹三者間で早期に争点整理や立証計画についての共通認識を持ちやすいため、自白事件と比べれば相応の時間を要するとはいえ、必要以上に長期化するわけではないとのことであった。後者のような事件に関し、裁判所の側からは、自白事件であっても、犯行態様の細部が争われていることはあり、裁判員裁判ではいずれにせよ重要な証人からは法廷で話を聞くことを前提に準備を進めていることから、被告人が犯行態様等を争うか否かにより審理計画の見通しが大きく異なることにはならないため、公判前整理手続に要する期間について自白事件との差はそれほど大きくないのではないかとの指摘があった。

なお、捜査段階で黙秘する事件の増加に関し、弁護人の側からは、捜査段階から黙秘することにより、 被告人の捜査段階での供述と被告人から聞き取った内容のそごを確認したり、問題がある供述がある場合 に、その供述に至るまでの取調べの録音録画を確認したりする必要がなくなるため、一概に長期化に結び つくものではないと思われるとの指摘があった。

(2) 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

ア 証拠開示

証拠開示についてみると、自白事件では必要十分な証拠についての開示がおおむね円滑に行われているとの現状認識が法曹三者から示された。他方、否認事件については、弁護人の側から、①任意開示の内容が必ずしも十分なものであるとは限らず、類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求を繰り返すことで初めて重要と思われる証拠の開示を受けることがある、②開示証拠と証拠一覧表との対応関係が示されておらず、その確認に時間を要するとの指摘があった。これに対し、検察官の側からは、否認事件の弁護人の中には、全ての証拠を確認してからでないと主張を明示できないとの方針の下、広範かつ五月雨式な類型

証拠開示請求を行う場合があり、そのような場合には、証拠開示に時間を要し、これに続く予定主張記載 書面の提出も遅れることがあるとの指摘があった。

イ 争点整理等

争点整理についてみると、自自事件では、当事者の作成する書面の内容は必要十分なものとなっており、書面の提出時期についても大きな問題はないとの認識が法曹三者の間でおおむね一致していた。他方、否認事件については、弁護人の側から、検察官の証明予定事実の内容が抽象的なものにとどまる場合には、防御の対象を明確にするために、詳細な主張を求めて時間を要することがある、検察官の側からは、弁護人の当初の予定主張の内容が概括的なものにとどまる場合には、そのままでは弁護人の主張内容を把握できないまま漫然と進行することになりかねないため、求釈明を行って対応せざるを得ないことがある、といった意見があった。これらの意見に関し、裁判所の側からは、争点整理の進め方について、①争点整理手続は、相手方の主張に応じて反対当事者が主張の内容を具体化していくものである上、証拠調べの範囲を決めて、審理計画を立てるのに必要な主張がされれば足りることから、そのような観点からみると、当事者の主張書面の内容は十分なものとなっていることが多い、②書面の内容に不十分な点があると感じた場合であっても、公判前整理手続期日の中で当事者との間で口頭での議論を行うことを通じて、その事件で重要なポイントや必要となる証拠についての共通認識を形成し、主張書面の応酬がいたずらに繰り返されることを防ぎつつ必要十分な争点整理を行うことが可能である、③当事者の検討のための時間が必要な場面では、一定の期間を設けることにより、かえってその後の整理が迅速に進むなど、事件や当事者、場面に応じた柔軟な対応をとることが全体の期間の短縮につながると考えている、といった指摘があった。

また、検察官の側からは、間接事実の重要性について裁判所と当事者との間で見解が分かれることはあるが、そのような場合でも、裁判所が主張や立証それ自体を許容しないということはなく、最終的に判決で当該間接事実が取り上げられないという結論が示されるにすぎないため、裁判所と当事者との間の見解の対立のみによって公判前整理手続が長期化することはないのではないかとの意見があった。この点、弁護人の側からは、証拠の採否に関して当事者間に大きな意見の対立がないにもかかわらず、裁判所が、証拠採用の必要性を把握しようとして、当事者が公判で明らかにすれば足りると考えている事情について、詳しい説明を求める場合があるとの意見があった。

(3) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

ア 現状に対する評価

被告人の迅速な裁判を受ける権利や、証人の記憶が減退しかねないことを踏まえ、公判前整理手続を迅速に進める必要があることについては法曹三者の意見が一致していた。また、弁護人の側からは、被告人は早期に公判での審理を受けることを望んでいるが、被告人と直接接していない裁判所や検察官は迅速化への意識が低下しがちではないか、自白事件については初回の打合せで仮予約を入れることが望ましいし、否認事件は確かに時間がかかる場合があるが、後から振り返って改善すべき点がなかったかを確認することが有益であるとの指摘があった。

なお、対象庁における公判前整理手続期間について、近年一定の迅速化傾向が認められることに関し、 裁判所や検察官の側からは、他庁における経験も踏まえつつ、対象庁では、①充実し迅速な公判前整理手 続を進めていくことの重要性について法曹三者の共通認識があり、争点整理に関して、公判前整理手続で きちんと議論ができる状況がある、②仮予約された公判期日に向けて積極的に準備が進められることが多 いように思われるとの指摘があった。

イ 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて個々の事件において採られている方策

公判前整理手続の充実・迅速化のための方策として、従前から行われている、起訴後早期の打合せについて、裁判所の側から、検察官の方針や証拠のボリューム感を可能な範囲内で明らかにしてもらった上で、 弁護人の主要な関心対象が何であるかの限度で聴取を行うことで、検察官の任意開示を促進することがで きる場合があるとの意見が出されるなど,一定の意義があることについて,法曹三者の間で共通の認識が 示された。

また、同様に従来から行われている公判期日の仮予約については、あくまでも「仮」のものであり、当事者の準備状況に合わせて裁判所が柔軟な対応を行うことを前提として、早い段階で公判期日の大まかなスケジュールの見通しを立てて共有し、裁判所と当事者それぞれがその後の進行についてのイメージを持ち、期限を意識しながら準備を行うことで、迅速な対応が可能となるという効果があり、結果として仮予約のとおりには公判期日を実施できないことがあるとしても、有効な取組であるとの認識が法曹三者の間で一致していた。この点、裁判所の側からは自白事件となる場合と否認事件となる場合のそれぞれに応じたスケジュールの見通しを考えておくことが有益な場合もあるとの指摘があった。

争点整理に関し、裁判所の側からは、合議体の中でしっかり議論をした上で期日に臨み、公判前整理手続期日の中で、当該事件のポイントとなる部分がどこにあり、そのために必要な証拠が何であるかについて口頭で議論をすることで、当事者との間で共通認識を作るように心掛けているが、このような対応も迅速化に資すると考えているとの指摘があった。

このほか、弁護人の側から、検察官が統合証拠の作成を行う際に、弁護人が検察庁を訪問し、実際の作業に従事する検察事務官も交えて統合証拠の内容の細部について調整を行っているが、手戻りが生じることを防ぐことができ、迅速化のために有益であるとの紹介があった。

ウ 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて個々の事件の処理を超えて採られている方策

法曹三者の間で、裁判員裁判に関係する事項全般を対象として自由な意見交換を行う研究会を年に3回程度行っており、具体的な事件の判決書を踏まえながら、争点整理の在り方について議論を行った例もあることが紹介された。この研究会については、裁判員制度施行当初に比べると、近年は開催頻度が減っている、公判前整理手続の長期化に特化したものではなく、新たな話題事項を提示することが難しくなってきているなどの指摘もあったものの、法曹三者が顔をつきあわせて意見交換を行うことを通じて、公判前整理手続の充実・迅速化に関する共通認識が形成しやすくなるという点では法曹三者の認識が一致していた。この研究会で得られた情報の共有に関して、弁護人の側から、意見交換の内容を取りまとめて刑事弁護を担当する会員に提供したり、意見交換で得られた内容を研修に反映したりしているとの工夫例が紹介された。また、法曹三者の間の取組として、個々の裁判員裁判が終了する都度、当該事件を担当した法曹三者が集まって振返りの機会が設けられており、その中で公判前整理手続の在り方についても意見交換が行われていることが紹介された。この点、検察官の側からは、この振返りの場で担当検察官が裁判官や弁護人から受けた指摘を他の検察官にも共有していることが紹介された。

さらに、各庁における取組として、裁判所の側からは、高裁管内の他の地裁との間で、裁判員裁判対象事件の具体的な事例を基にした議論を定期的に行っており、公判前整理手続の充実・迅速化がテーマとなる場合には、平成30年に発表された公判前整理手続に関する司法研究(『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』)の内容も念頭に置くなどしながら議論が行われていることが紹介された。また、弁護人の側からは、裁判所や検察庁に比べて組織的な取組を行うことが困難であることや、事件数との関係で一人の弁護士が積むことのできる経験に限りがあることなどを踏まえ、日弁連のメニューも活用しながら、単位弁護士会内での研修を充実させるとともに、二人目の国選弁護人については裁判員裁判の経験のある弁護士となるように努めるなどの取組を行っていることが紹介された。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響等について

ア 公判前整理手続の長期化への影響

裁判所の側から、令和2年3月から緊急事態措置の実施期間が終了するまで、やむを得ず、裁判員裁判の裁判員選任手続期日や公判期日は実施できなかったため、この期間に公判期日が予定されていた事件の公判前整理手続期間は一定程度長期化したとの説明があったが、法曹三者から、緊急事態措置の実施期間

中も、電話会議により、事件の進行に関する必要な打合せを行うなどの対応がなされていたため、必要以上に公判前整理手続期間が延びることはなかったという認識が示された。また、裁判所の側からは、公判期日を指定する必要があるなど特別の事情があった事件について、感染拡大防止の措置をとった上で、緊急事態措置の実施期間中であっても公判前整理手続期日を実施した例があることが紹介された。

イ 感染拡大を受けた裁判所の対応についての情報共有

対象庁においては、緊急事態宣言の発令を受け、裁判員裁判については期日を取り消すものの、被告人が身柄を拘束されている裁判員裁判非対象事件のように、迅速に審理を行う必要がある事件については期日を実施するという方針が、裁判所から検察庁及び単位弁護士会に対して伝えられるとともに、個々の事件の弁護人から問合せがあった場合にも、そのような方針の回答がなされていたという実情が紹介された。裁判所の側からは、緊急事態解除宣言後に予定されていた、感染拡大の中での審理の進め方に関する法曹三者の意見交換は、実情調査の実施時点では行えていないものの、裁判所の対応方針を当事者に説明する必要性があることについての認識が示された。

ウ 裁判員裁判対象事件における感染拡大防止の取組

東京地裁に対するヒアリングで紹介されていた感染拡大防止策のほか,裁判所の側からは,裁判員選任手続期日への呼出状を送付する時点で,裁判員候補者に対し,不安がある場合には遠慮なく裁判所まで御相談頂きたいとの内容の文書を送付していることに加え,当該文書を送付した後も感染状況が変化していることなどを踏まえ,裁判員選任手続期日の1週間前に同様の文書を再度送付していることや,裁判員等同士の距離を空けるため,昼食をとる部屋を二つに分けて昼食時の感染を防止していることなどが紹介された。

3 検証検討会での議論

検証検討会では、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる 事件の増加などの事件内容の変化が長期化に影響を与えていることが改めて確認され、これらはいずれも法 曹三者の取組を通じて直ちに改善を図ることは容易ではないとの指摘があったほか、例えば、客観的証拠の 増加については、将来的に証拠のデジタル化が実現すれば改善が期待できる部分もあるのではないかとの意 見が出された。また、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、対象庁において、否認事件の証拠 開示はなお長期化の要因となっている面があるが、全体としてみると迅速化の取組は一定の成果が得られて いることがうかがわれるところ、このような状況を一般化できるかについては注意を要するものの、これは、 法曹三者が公判前整理手続の基本的な在り方について一定の共通認識を持ちながら手続に臨んでいることが 影響していると考えられるとの指摘があった。さらに、このように一定の共通認識が持てるようになったの は、裁判員裁判の導入を契機として、法曹三者の間で新しい制度について協力しながら円滑に運用していく ための議論が行われるようになったこと、司法研修所においても、司法修習生に対して、公判前整理手続に おける争点整理等を実務の現場で実践することを意識した指導がなされるようになったことなどが影響して いると考えられ、このような地道な取組を継続していくことが重要であるとの意見が出された。このほか、 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等に関しては、個々の事件において実践されてい る、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約が、裁判所のみならず当事者の側からも一定の意義があるもの と評価されていることに着目すべきであり、訴訟関係者が公判前整理手続の早期の段階から適正かつ迅速に 手続を進めていくという意識を持って工夫を重ねていくことが重要であるとの指摘がなされた。

4 今後に向けての検討

実情調査の結果等によれば、公判前整理手続の長期化については、前回の実情調査でも明らかとなったとおり、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられる。もっとも、事件内容の変化は、公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えていることがうかがわれるものの、客観的証拠の増加や科学的・専門的知見が問題となる事件の増加といった、社会情勢の変化や科学技術の進展等を背景とするいわば外在的な要因に対して、訴訟関係者の取組により直ちに対処することが容易ではないことは、今回の実情調査の結果等を踏まえた検証検討会でも指摘されているとおりであり、公判前整理手続を充実かつ迅速なものとするためには、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮を改善していくことにより対応することが相当であることは、前回の報告書のとおりである。

そこで、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮について更に考察すると、公判前整理手続の在り方について法曹三者の間で一定の共通認識が形成されていることが、公判前整理手続の充実・迅速化に資するとうかがわれたところであり、引き続き、争点整理に必要かつ十分な主張書面の内容はどのようなものであるか、ある類型の事件において重要なポイントや必要となる証拠にはどのようなものがあるかといった、公判前整理手続の在り方について、認識の共有を図っていくことが重要と考えられる。このような公判前整理手続の在り方について共通認識を持つことにより、必要かつ十分な当事者の主張等につながるだけではなく、当事者の主張が抽象的・概括的なものとなっている場合であっても、公判前整理手続期日における裁判所と当事者との間の口頭での議論を通じて充実した争点整理を迅速に行うことが可能となろう。また、このような共通認識を得るためには、個々の裁判員裁判が終了した際に行われる振返りや、法曹三者による意見交換を目的として定期的に開催される研究会において、この問題を意識的に取り上げるとともに、その結果を、各庁・会内で広く共有することが必要と考えられる。さらに、公判前整理手続の在り方は事件類型に応じて異なる部分があると考えられることから、法曹三者の間で議論を行うに当たっては、公判前整理手続の在り方について抽象的に検討するだけではなく、具体的に、あるいは類型的に検討し、徐々に共通認識の範囲を広げていくことが有効な方策といえよう。

以上からすると、公判前整理手続の長期化を防ぐためには、法曹三者の間で、現状に甘んじることなく、公判前整理手続が長期化することの弊害や、充実・迅速化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の基本的な在り方について更に議論を深め、認識を共有するとともに、そのための具体的な方策についても検討し、共有していくことが有用であるように思われる。